

1. 議事日程（令和4年第1回北広島町議会臨時会）

令和4年1月18日  
午前10時開会  
於 議 場

|      |       |                                |
|------|-------|--------------------------------|
| 日程第1 |       | 会議録署名議員の指名                     |
| 日程第2 |       | 会期の決定について                      |
| 日程第3 | 議案第1号 | 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第9号）         |
| 日程第4 | 議案第2号 | 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号） |

2. 出席議員は次のとおりである。

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一  | 2番 伊藤立真  | 3番 敷本弘美  |
| 4番 中村忍   | 5番 佐々木正之 | 6番 山形しのぶ |
| 7番 美濃孝二  | 8番 梅尾泰文  | 9番 伊藤淳   |
| 10番 服部泰征 | 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                  |             |             |
|------------------|-------------|-------------|
| 町長 箕野博司          | 副町長 畑田正法    | 教育長 池田庄策    |
| 芸北支所長 楨原ナギサ      | 大朝支所長 小椿治之  | 豊平支所長 細川敏樹  |
| 総務課長 川手秀則        | 財政政策課長 植田優香 | 管財課長 高下雅史   |
| まちづくり推進課長補佐 中川和美 | 福祉課長 芥川智成   | 農林課長 宮地弥樹   |
| 建設課長 竹下秀樹        | 上下水道課長 寺川浩郎 | 学校教育課長 植田伸二 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江                      議会事務局 小川友里江

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 皆さん、改めまして、明けましておめでとうございます。新年早々、新型コロナウイルス感染拡大という厳しい状況ではありますが、希望に満ちた1年にしたいと思います。今年も議会運営において議員各位のご協力をお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。提案説明や質疑、答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言をするように努めてください。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、山形議員、7番、美濃議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第1号 令和3年度北広島町一般会計補正予算（第9号）

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第1号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第9号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和3年度補正予算の概要につきまして説明します。令和3年度補正予算書をご覧ください。議案第1号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第9号です。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2600万円を追加し、予算の総額を164億6100万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、住民税非課税世帯等及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業を実施する補正などを行っております。また、繰越明許費は第2表に事業別に3事業を、地方債補正は第3表に目的別に計上しております。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 議案第1号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第9号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。事前に配付しております資料の令和3年度1月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回、一般会計の補正額は5億2600万円の増額補正で、補正後の予算額は164億6100万円となります。編成上のポイントは、国の補正予算第1号に伴う住民税非課税世帯等臨時特別給付金や子育て世帯臨時特別給付金の追加給付などがございます。中段から下段にかけては一般会計及び特別会計の当初予算からの補正の状況を含んだ累計額などを掲載しております。裏面をご覧ください。主要施策等一覧表を掲載しております。表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。Ⅰ、みんなで創造する実りと活力のあるまちでは、経営所得安定対策事業費の増に伴い、北広島町農業再生協議会補助金29万7000円の追加を、Ⅱ、誰もが愛着を持って暮らせるまちでは、新型コロナウイルスの影響を受けた住民税非課税世帯等や子育て世帯への臨時特別給付金として3億8100万円の追加を、Ⅳ、やすらぎと便利さを感じられるまちでは、農林水産施設3年災害復旧工事請負費5610万円の追加を、Ⅴ、住民と行政が一体となって未来を創造するまちでは、ふるさと寄附の増に伴う受領書発送等委託料1800万円の追加など、総額で5億2600万円の補正予算を計上しております。次に、補正予算書の第2表をご覧ください。繰越明許費でございます。総務費、総務管理費の2事業及び教育費、中学校費の1事業について令和4年度へ繰越するものです。また、第3表に地方債補正を目的別に計上しており、災害復旧事業債190万円を追加し、補正後の借入限度額を総額で14億4331万5000円とするものです。以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。2点伺います。最初は、歳入の4ページ、ふるさと寄附金の6000万円の増額です。今なぜ6000万円もの補正なのか伺います。もう1点、歳出の2ページ、住民税非課税世帯等臨時特別給付金2億5600万円についてです。これは先ほど、朝、チラシが配布されておりましたけれども、世帯全員が住民税非課税と、お伺いしたいのはもう1つあって、家計急変世帯と。令和3年1月以降、新型コロナの感染の影響を受けて家計が急変したという世帯に対して非課税相当と見られる、全員がですね。世帯に同様に10万円を支給するということですが、その令和3年1月以降、このチラシ読んでも分かるんですが、いつまでの期間の分を計算をするのか、どのように自分が該当するのかという点について伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（中川和美） ふるさと寄附金について、まちづくり推進課のほうからお答えいたします。補正額6000万円につきましては、12月補正で予定しておりました寄

附金額を大幅に上回るご寄附を12月20日以降にいただいております。その差額につきまして、6000万円をこのたびお願いしているところでございます。一般の寄附金額の見込みに、3月までの見込みにつきましては、1億4000万円を推計しております、その差額をお願いしているところでございます。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 家計急変世帯への臨時特別給付金のご質問でございますけども、家計が急変した時期につきましては、令和3年1月から令和4年9月までとされております。その計算方法につきましては、極端に収入が減ったひと月を調査するものでございまして、ひと月落ち込んだ収入に基づいて世帯全員が住民税均等割か非課税に相当するほどの収入に落ち込んだということで計算をするものでございます。その目安等につきましては、北広島町版のそういう収入の早見表みたいなものをこしらえて、ホームページ等で周知を図ってまいりたいと思います。それから、どのように自分がそのような家計が急変した世帯に該当するのかわかるかどうかというところでございますけども、これからホームページ、それから広報、それからきたひろ情報アプリ、公式LINE等通じましてホームページのほうに誘導するようにいたしまして、先ほどの早見表等を用いまして、自分がそういった家計急変世帯に該当するのかわかるかどうかという判断材料にさせていただきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） まず、ふるさと寄附金ですが、12月20日から急激に増えた。何で、皆さん努力されたと思うんですが、どういう努力をされてこういうふうが増えたのか。非常に大事なことだと思いますので、聞かせていただきたいと思います。臨時特別給付金のことですが、令和4年9月、今年9月までの分で、見ますと、どこかの1か月が大きく下がって、それを1.2倍した年収が住民税非課税世帯の収入に該当するかどうかという、結構難しいんですね。市町村によって全部金額が違ふと。北広島町はいくらなのか、限度額が。ということなんかもここ書かれると思うんですが、まず、いくらなのか、北広島町は。もうこれは世帯の構成によって全部違ふので、ここで全部説明はできないかもしれませんが、それをどういうふうに周知するかということが心配で、自分が該当するのかわかるかどうかということなんです。ホームページや公式LINEといっても、そこを見なければ分からないわけです。今からやっていく中でしか分からないんですが、町としては何世帯ぐらい該当すると考えておられるのか。もう1つ、新型コロナの影響でと書いてあるんですが、申請をするときに新型コロナの影響というのは、どういう証明書みたいなのが必要なのか、いやいや、この期間に大幅に減少すれば、思い当たること書いてもらえればいいのか、その辺の点はどうか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（中川和美） 寄附額が増えた理由につきましては、寄附者様が北広島町を選んでいただけるよう、魅力ある地元産品返礼品の登録数を増やしたことが原因の一つであると考えております。今年度は、商工会のご協力をいただきながら、事業者への登録依頼の訪問を実施しました。そういったことで現在53件の事業者、300件以上の返礼品の数を登録していただいているところでございます。また、事業者においても、自社努力において、こういった制度の周知であるとか、製品についての情報発信をいただいていると聞いております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） その周知の方法につきましては、先ほど申しあげましたような電子媒体、紙媒体、それから商工会とか商工観光課の窓口、それから役場本庁、支所の窓口等にもそういうリーフレット等を置かせていただきまして、周知に努めたいと思っております。それから算定する収入の限度額ですけれども、全てお答えするわけにはいきませんが、今現在国が示しておりますのは、単身、または扶養親族がない場合は収入額ベースで100万円、それから配偶者と、例えば、子供2人を扶養している場合は255万7000円というふうに示されておりますけれども、これを北広島町の課税の関係で調整をいたします。それから生活保護の等級値によっても変わってくるというふうに示されておりますので、そこら辺を計算いたしまして、早見表にしてお示しをしてみたいというふうに考えております。それから世帯数がいかほどかということですが、およそ100世帯を想定しております。これは申請に基づくものですので、どれぐらいの数字になるかというのは分かりませんが、住民税均等割が非課税世帯が現在2460世帯ございまして、それプラス今の家計急変世帯が100世帯ぐらいはあるのではないかと想定をさせていただいております。これについては、商工観光課でこれまで行ってまいりました様々な給付金等について、それらで100世帯ぐらいはあるんじゃないかということ想定をしております。それから新型コロナの影響で家計が急変したかどうかの判定でございますけれども、これは自主申告に基づくものでございまして、申告書の筆頭に、新型コロナウイルスの感染症の影響により家計が急変したことに間違いのないところ、チェックボックスが入るようになってございまして、そこを見て判定するしかございませんので、そこは性善説でやってみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ふるさと寄附金の点ですが、よく分かりました。頑張っていたという反映がここに来ているのかなということで、来年度につながるような期待をします。住民税非課税世帯への特別給付金ですが、かなり複雑で、これからまた定まっていくという感じと思うんです。私が心配するのは、網にかからないところがあるんじゃないかと。例えば、単身の場合に、いろんな様々あるんで、全ての方が申請できるような仕方が必要じゃないかと思うんです。それで申請書はもうできてきているのか、申請は令和4年までのデータに基づくんですが、いつまでにするのかという期限があるのか、それと、このように複雑なんで、町に相談窓口を設置する考えはあるのか、伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 非課税世帯等のこれは確認書になるわけですが、これにつきましては、2月初旬には、チェックリストが業者のほうから上がってくるようになっておりまして、それを確認の上、2月中旬を目途に非課税世帯に向けてはプッシュ型で通知、確認書を送らせていただきます。それから家計急変の場合は、先ほども申しあげましたように、令和4年9月までの任意の1月の急変ということでございまして、いまだその影響を受けてない方もおられるでしょうし、既に受けておられる方、それから、これから影響を受けるかもしれない方、いろいろございます。混乱を招くおそれもありますので、確認書とは少し遅れて、そういった取扱いはしていきたいと思っております。ただ、家計急変世帯の分については、こちらから通知をするということにはございませんので、あくまでも本人の申請に基づくものでございまして、ホームページに申請書を上げようと思っております。それにつきましては、1月の下旬ないし

は2月の初旬を目途に今、鋭意作成中でございます。窓口につきましては、総務課・総務係を中心に総務課全体で関わっていききたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） ほかに。伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。

先ほど家計急変世帯で行政のほうから通知をしないということだったんですが、情報アプリ等での周知もしないということでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） なかなか情報が得られない方、新聞とかを取っておられない方とかもおられると思いますので、そういったホームページにぜひとも誘導していくような形で、公式LINE、情報アプリ等で、こういった制度がありますよということは周知していきたいと思えますし、紙媒体、広報紙、それから窓口での配置等は当然してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） ほかに。服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。確認なんですけど、これ全額繰越明許費になっているんで、今年度中は全くやらずに、全部来年度に行うということでもいいんですか。確認です。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） これ全額、明許繰越ということにさせていただいておりますけども、令和3年度の執行がないということではございません。仮に支出がゼロだった場合、明許繰越として繰り越した額以上のものは繰り越せないことになっておりますので、最大限リスクを考えて、この明許繰越の表には掲げておりますけども、確認が取れた、例えば2月中旬に確認書を送って、早速返送がされまして、審査の上妥当だということになれば、2月25日払いも可能ではないかというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 載せてはあるけど、確認が取れ次第、払えれば払っていくということで、思っていていいですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議員おっしゃいますとおりでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。2点ほどお伺いします。1つは、今の関連ですけども、このたびの補正額が2億5600万、それで繰越明許費のほうは2億6600万、1000万のこの違いについてをひとつ説明していただきたいのと、それから、議案書の補正第9号、最後のページのところの給与費明細書のところですけども、この見開きの中で、給料が時間外手当150万、これは住民税非課税世帯臨時特別給付金事業に係る時間外勤務手当の増ということですけど、これは何人分の何時間というふうに計算されているか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（植田優香） 住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、主要施策、財政政策課のほうで作成をしております補正予算の概要及び主要施策につきましては、給付金の支給部分の2億5600万円を掲載をしておりますが、予算書の歳出の2ページを開いていただきたいと思いますが、事務費と合わせますと、事業費は全体で2億6600万円となっております。繰越明許費につきましては、令和4年度にも家計急変世帯の状態も見るということで、令和4年度への事業も継続をされますので、繰越明許費に一旦全額、上限額を上げて

2億6600万円を上げているものでございます。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 職員手当の積算根拠でございますけども、5人役の2時間の月10日掛ける6月ということで、計算をさせていただいております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第1号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第9号を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第1号、令和3年度北広島町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第2号 令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第2号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 令和3年度補正予算書の次の仕切りをお願いします。議案第2号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号です。本案は、第1表に繰越明許費1事業を計上しております。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 上下水道課長。

○上下水道課長（寺川浩郎） 議案第2号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号について、上下水道課からご説明申し上げます。補正予算書の最後のページをお願いします。第1表、繰越明許費、2款1項農業集落排水施設費の農業集落排水管理事業費1494万7000円を翌年度に繰越するものでございます。繰越しの理由につきましては、昨年8月に発生しました豪雨災害により流出しました南方中原地域のマンホールポンプ制御盤復旧工事が年度内に完了する見込みがないためでございます。上下水道課からの説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（湊俊文） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第2号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第2号、令和3年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。これで、令和4年第1回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 31分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~